

(目的)

第一条 この規則は、仙台市文化財保護条例(昭和三十七年仙台市条例第二十七号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(仙台市文化財保護審議会)

第二条 仙台市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長それぞれ一名を置く。

2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選とする。

3 会長は、会議を招集し、これを主宰する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(昭四六、二・追加、平九、六・旧第四条繰上・改正)

第三条 審議会の会議は、会長が必要と認めたときに招集する。

2 会議は、委員半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決する。

(昭四六、二・追加、平九、六・旧第五条繰上・改正、平一六、一一・改正)

第四条 審議会の庶務は、文化財課において処理する。

(昭四六、二・追加、昭六一、三・改正、平九、六・旧第六条繰上・改正)

(所有者の変更等の届出)

第五条 条例第八条第一項(条例第二十五条第一項、第三十条及び第三十四条において準用する場合を含む。)の規定による指定有形文化財の所有者又は権原に基づく占有者が変更したときの届出の書面には、左に掲げる事項を記載するものとする。

一 指定を受けた文化財の種別、名称及び員数

二 指定年月日

三 指定を受けた文化財の所在地

四 旧所有者又は旧占有者の氏名又は名称及び住所

五 新所有者又は新占有者の氏名又は名称及び住所

六 変更年月日

七 変更の理由

八 その他参考になるような事項

2 所有者が変更したときの届出の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

(昭四六、二・旧第五条繰下、平七、三・改正、平九、六・旧第十条繰上・改正)

第六条 条例第八条第二項(条例第二十五条第一項、第三十条及び第三十四条において準用する場合を含む。)の規定による所有者、権原に基づく占有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、左に掲げる事項を記載するものとする。

一 指定を受けた文化財の種別、名称及び員数

二 指定年月日

三 指定を受けた文化財の所在地

四 変更前の氏名又は名称及び住所

五 変更後の氏名又は名称及び住所

六 変更年月日

七 その他参考になるような事項

(昭四六、二・旧第六条線下、平七、三・改正、平九、六・旧第十一条線上・改正)

第七条 条例第十九条(条例第三十四条において準用する場合を含む。)の規定による保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、若しくは構成員に異動を生じたときの届出の書面には、左に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 指定を受けた文化財の種別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 保持者又は保持団体の認定年月日
- 四 変更前の氏名若しくは住所又は名称、事務所の所在地、代表者若しくは構成員
- 五 変更後の氏名若しくは住所又は名称、事務所の所在地、代表者若しくは構成員
- 六 変更年月日
- 七 その他参考になるような事項

(昭四六、二・旧第七条線下、平七、三・改正、平九、六・旧第十二条線上・改正)

第八条 条例第十九条(条例第三十四条において準用する場合を含む。)の規定による保持者が死亡し、又は保持団体が解散したときの届出の書面には、左に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 指定を受けた文化財の種別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 死亡した保持者の氏名又は解散した保持団体の名称
- 四 保持者又は保持団体の認定年月日
- 五 死亡又は解散の年月日
- 六 その他参考になるような事項

(昭四六、二・旧第八条線下、平七、三・改正、平九、六・旧第十三条線上・改正)

(滅失、き損等の届出)

第九条 条例第九条(条例第二十五条第一項、第三十条及び第三十四条において準用する場合を含む。)の規定による指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又は亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、左に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 指定を受けた文化財の種別、名称及び員数
- 二 指定年月日
- 三 指定を受けた文化財の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者又は管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 六 滅失、き損、亡失又は盗難(以下「滅失き損等」という。)の事項を生じた日時及び場所
- 七 滅失き損等の事実の生じた当時の管理状況
- 八 滅失き損等の原因並びにき損の場合はその箇所及び程度
- 九 滅失き損等の事実を知った日
- 十 滅失き損等の事実を知った後にとられた措置その他参考になるような事実

2 き損の場合にあつては、前項の書面に写真又は見取図その他き損状態を示す書類を添えるものとする。

(昭四六、二・旧第十条線下、平七、三・改正、平九、六・旧第十五条線上・改正)

(所在の変更等の届出)

第十条 条例第十条(条例第二十五条第一項及び第三十四条において準用する場合を含む。)の規定による指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときの届出の書面には、左に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 指定を受けた文化財の種別、名称及び員数
- 二 指定年月日

- 三 所有者の氏名又は名称及び住所
- 四 権原に基づく占有者又は管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 五 変更前の所在地
- 六 変更後の所在地
- 七 変更しようとする年月日
- 八 変更しようとする事由
- 九 その他参考になるような事項

(昭四六、二・旧第十一条繰下、平七、三・改正、平九、六・旧第十六条繰上・改正)
(補助金交付の申請等)

第十一条 条例第十二条(条例第二十五条第一項及び第三十条において準用する場合を含む。第十三条において同じ。)の規定により補助金の交付を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した書面を仙台市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。

- 一 指定を受けた文化財の種別、名称及び員数
- 二 指定年月日
- 三 指定を受けた文化財の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者又は管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 六 事業の内容
- 七 総経費
- 八 補助申請額
- 九 補助申請の理由
- 十 その他参考になるような事項

2 前項の申請書には次の書類を添付するものとする。

- 一 事業計画書
- 二 歳入歳出予算書
- 三 工事設計書

3 補助金の交付を受けた者は、事業完了後一月以内に次の書類を教育委員会に提出しなければならない。

- 一 収支決算書
- 二 事業報告書
- 三 その他必要な書類

(昭四六、二・旧第十二条繰下、平七、三・改正、平九、六・旧第十七条繰上・改正)

第十二条 条例第二十条及び第二十六条の規定により補助金の交付を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した書面を教育委員会に提出しなければならない。

- 一 指定を受けた文化財の種別、名称及び員数
- 二 指定年月日
- 三 指定を受けた文化財の所在地
- 四 保持者又は保持団体の認定年月日
- 五 補助申請額
- 六 補助金の使用用途
- 七 補助申請の理由
- 八 その他参考になるような事項

2 補助金の交付を受けた者は、事業完了後一月以内に次の書類を教育委員会に提出しなければならない。

- 一 収支決算書
- 二 事業報告書
- 三 その他必要な書類

(昭四六、二・旧第十三条繰下、平七、三・改正、平九、六・旧第十八条繰上)

(補助金の返還)

第十三条 条例第十二条、第二十条及び第二十六条の規定により補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、教育委員会は補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- 一 不正の手段で補助金の交付を受けたとき
- 二 事業施行の方法が適当でなかったとき
- 三 指定の文化財を有償にて譲渡し又は所在を市外に移したとき
- 四 その他文化財の管理、保護等が適当でないと認めるとき

(昭四六、二・旧第十四条繰下、平七、三・改正、平九、六・旧第十九条繰上・改正)

(現状変更等の許可申請等)

第十四条 条例第十四条第一項本文(条例第三十条において準用する場合を含む。)の規定による許可の申請及び条例第二十四条第一項又は第三十三条第一項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面を教育委員会に提出することにより行うものとする。

- 一 指定又は登録を受けた文化財の種別、名称及び員数
- 二 指定又は登録の年月日
- 三 指定又は登録を受けた文化財の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者又は管理責任者がある場合はその氏名又は名称及び住所
- 六 現状変更等をしようとする者の氏名及び住所
- 七 現状変更等を必要とする理由
- 八 現状変更等の内容及び実施の方法
- 九 現状変更等により生ずべき物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他の影響に関する予想
- 十 現状変更等の着手及び終了の予定時期
- 十一 現状変更等の工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十二 その他参考になるような事項

2 前項の書面には、次に掲げる書類、図面及び写真を添えるものとする。

- 一 現状変更等をしようとする箇所又は地域の写真又は見取図
- 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番を表示した実測図
- 三 許可申請又は届出を行う者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

3 条例第十四条第二項(条例第三十条において準用する場合を含む。)及び条例第二十四条第二項又は第三十三条第二項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した書面を、教育委員会に提出することにより行うものとする。

- 一 許可を受けた者又は届出をした者の氏名又は名称及び住所
- 二 許可年月日又は届出年月日
- 三 現状変更等の終了年月日

4 前項の書面には、現状変更等の結果を示す写真、図面又は見取図を添えるものとする。

(昭四六、二・旧第十五条繰下、平七、三・改正、平九、六・旧第二十条繰上・改正、平一二、三・改正)

(現状変更等で許可を要しない場合)

第十五条 条例第十四条第一項ただし書(条例第三十条において準用する場合を含む。)の教育委員会の定める範囲の維持の措置は、次に掲げる措置とする。

一 史跡名勝天然記念物がき損又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡名勝天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては現状変更等後の原状)に復する措置

二 史跡名勝天然記念物がき損又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため行う応急の措置

三 史跡名勝天然記念物の一部がき損又は衰亡し且つ当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去する措置

(昭四六、二・旧第十六条線下、平七、三・改正、平九、六・旧第二十一条線下・改正、平一二、三・改正)
(修理の届出等)

第十六条 条例第十五条第一項本文(条例第二十五条第一項及び第三十条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面を教育委員会に提出することにより行うものとする。

2 前項の書面には、次に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

一 設計仕様書

二 修理しようとする箇所の写真及び図面又は見取図

三 修理しようとする者が権原に基づく占有者である場合は、所有者の承諾書、管理責任者があるときは、その意見書

3 条例第十五条第二項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した書面を、教育委員会に提出することにより行うものとする。

一 届出をした者の氏名又は名称及び住所

二 届出年月日

三 修理の終了年月日

4 前項の書面には、修理の結果を示す写真、図面又は見取図を添えるものとする。

(昭四六、二・旧第十七条線下、平七、三・改正、平九、六・旧第二十二条線下・改正、平一二、三・改正)
(土地の所在等の異動の届出)

第十七条 条例第二十九条(条例第三十四条において準用する場合を含む。)の規定による土地の所在等の異動の届出は、左に掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるような事項を記載した書面をもって、異動のあったのち三十日以内に行わなければならない。

一 種別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者又は管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る土地台帳の謄本及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

(昭四六、二・旧第十九条線下、平七、三・改正、平九、六・旧第二十四条線下・改正)
(台帳)

第十八条 教育委員会に台帳を備えつけ、指定又は登録した文化財について必要な事項を記載するものとする。
(昭四六、二・旧第二十条線下、平七、三・改正、平九、六・旧第二十五条線下)

附 則

この規則は、昭和三十七年十二月一日から施行する。

附 則(昭四六、一・改正)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 仙台市文化財保護委員会規則(昭和三十七年仙台市教育委員会規則第十二号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

3 この規則施行の際、現に在任する旧規則の規定による保護委員会の委員長、副委員長及び委員は、この規則の規定による保護委員会の委員長、副委員長及び委員とみなす。

附 則(昭六一、三・改正)

この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則(平七、三・改正)

この規則は、平成七年四月一日から施行する。

附 則(平九、六・改正)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に仙台市文化財保護委員会の委員長又は副委員長である者は、その際改正後の第二条第二項の規定によりそれぞれ仙台市文化財保護審議会の会長又は副会長として選任されたものとみなす。

附 則(平一二、三・改正)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平一六、一一・改正)

この規則は、平成十六年十二月一日から施行する。